

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 28 年 2 月 10 日（水曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 58 分散会

（うち休憩 午前 11 時 56 分～午後 1 時 36 分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、城内よしひこ副委員長、伊藤勢至委員、関根敏伸委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨耄朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、渡辺幸貫委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、吉田敬子委員、臼澤勉委員

4 欠席委員

福井せいじ委員

5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、渡辺議事管理担当課長、藤澤主任主査、和川主任主査、田内主査、木村主任

6 説明のために出席した者

達増知事、千葉副知事、菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、鈴木商工企画室企画課長、岩淵管理課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 株式会社 DIO ジャパン関連子会社における不適正支出事案について

9 議事の内容

○佐々木順一委員長 ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

福井せいじ委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

この際、去る1月15日の委員会において齊藤信委員から議事進行のありました件について、2月8日に開催した世話人会の協議結果を報告いたします。齊藤信委員から、佐々木努委員の発言に対し事実の解明を求められた件につきましては、執行部では企業立地推進課及び雇用対策・労働室において、当時の書類及び当時の関係職員への聞き取りにより確認したところ、「そのような発言をしたとする記録及び職員の記憶とももない」とのことであり、また佐々木努委員は、「こうした発言があったことは事実として指摘しておくが、執行部で記録がないということであれば、議論の進展が望めないことから、委員みずから明らかにする考えはない」とのことでありました。したがって、今後新たな事実が明示される見込みがなく、当委員会でこれ以上の調査は行い得ないとの結論に至りましたので、御了承願います。

これよりお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、日程1、株式会社D I Oジャパン関連子会社における不適正支出事案について執行部から説明を願います。

○高橋雇用対策・労働室長 株式会社D I Oジャパン関連子会社の緊急雇用創出事業に係る対応状況について御説明申し上げます。

お手元の資料1ページをごらんください。まず、D I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会からの照会についてであります。緊急雇用創出事業に係る県補助金返還の対応について、平成28年1月18日付でD I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会から商工労働観光部長宛てに不当とされた事項に関する県の考え方、市町が負担すべき返還額及び返還時期等について照会があったところでございます。

立地市町連絡会からの照会本文は、2ページに資料1として添付しております。

なお、D I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会でございますが、岩手県内に立地した株式会社D I Oジャパン関連コールセンターの閉鎖等に伴い、立地7市町を構成団体として、平成26年9月に設置されているものであり、会の事務局は盛岡市が務めているものでございます。

この立地市町連絡会からの照会に対しまして、平成28年1月22日付で回答しております。恐れ入りますが、3ページの資料2をごらんください。立地市町連絡会から照会のあった1点目の不当とされた事項に関する県の考え方ですが、株式会社D I Oジャパン関連コールセンターに係る事案については、県、市町において、要綱、要領に照らし合わせ、疑問な点等については厚生労働省にも照会しながら対応してきたところであり、緊急雇用創出事業の制度自体の問題もあったと認識していること。こうした中で返還となった場合には、多額の財政負担となる可能性があった、いわゆる1年リースについて、制度上曖昧な部分を指摘し、今般の会計検査院報告で改善処置済み事項となるなど、県では、市町の財政負担を最大限軽減するよう取り組んできたこと。しかしながら、会計検査院及び厚生

労働省の全国的に統一した考え方のもと、所有権移転特約付リース契約、U S B 梱包作業従事、他企業での研修等、一部において対象経費と認められなかったものがあつたところと回答しております。また、2点目の市町が返還すべき返還金額及び返還時期等についてでございますが、県はこれら不当とされた事項に係る不適正支出等額の返還については、関係法令等に基づいて適切に対応しなければならないと考えており、会計検査院から指摘のあつた他都道府県と比較し、本県だけが特別な対応をすることは難しいと捉えていること。また、厚生労働省は、通常の国庫補助事業の取扱いと同様に、事業実施主体である市町が早期に基金に積み戻すべきとしていることから、各市町におかれては、会計検査院から指摘された不適正支出等額の平成27年度内の返還に向けた予算措置について検討願うこと。

返還に関する手続としては、所管の広域振興局と市町との間で補助金交付契約の一部解除を行った上で、両者合意のもと、県からの返納票により返還することとなることと回答しております。

なお、県では、これまで各市町の地域課題の解決に連携して対応してきたところであり、今後においても雇用対策、産業振興、さらには地域振興全般について、各市町としっかり連携して取り組んでいく所存であることを回答に添えるとともに、回答内容については立地市町連絡会から各市町にお知らせいただくようお願いしたところでもあります。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。各市町との協議の状況についてですが、回答後順次各市町を訪問して県の考え方を説明しているところであり、各市町では対応について検討を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 これより質疑を行います。世話人会の申し合わせにより、質疑の方法については1会派につき答弁時間を含め30分以内とし、その範囲内で会派内の複数の委員が質疑を行うことができることとし、また会派に所属しない委員についても答弁時間を含め1人30分以内とされておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、質疑を行います。あらかじめ郷右近浩委員、千葉伝委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、工藤大輔委員、斉藤信委員、そして木村幸弘委員から質疑の申し出がありました。

質疑の順番については、改革岩手、自由民主クラブ、いわて県民クラブ、創成いわて、日本共産党、社民党の順に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

○郷右近浩委員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、先般、いわゆるD I O ジャパン事案の関係7市町の中で大きな動きがありました。盛岡市が会計検査院から指摘された金額を県に返還する方針を固め、補正予算案に盛り込んだところでもあります。そこでまずこの盛岡市の対応を知事はどう受けとめているのかお伺いいたします。

○達増知事 盛岡市においては、会計検査院から、「都道府県及び市区町村において、市

区町村又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、都道府県において、市区町村に対する指導監督が十分でなかったこと」と指摘されたことについて、市として同様の認識であるとし、返還に係る対応方針については、県から不適正支出等の平成 27 年度内の返還に向けた予算措置についての検討を求められたことから、適切に対応していくと表明しています。

このことについては、盛岡市が補助事業の事業主体で、かつ委託事業の委託者であることを踏まえ、関係法令等に基づき、適切に対応しなければならないとの観点から、全額を返還する方針を固めたものと受けとめております。

○郷右近浩委員 責任論や負担論の議論は後にするとして、最初に県の企業誘致に係る考え方、またその対応についてお伺いします。今般のD I Oジャパンの立地については、先日の集中調査を含めてたびたび議会で誘致の経緯等が取り沙汰されています。しかし、企業誘致において他県等との競合の中、県内への企業誘致を図る取り組み自体に問題があるような認識を持たれては、知事以下執行部の今後の企業誘致への士気にもかかわることになる側面もあると思います。そこで、県の企業誘致に係る基本的な考え方及び対応について、またD I Oジャパン誘致に係る知事のトップセールスについての所感をお伺いいたします。

○達増知事 企業誘致は、国の開発計画や各種工業整備促進法などに基づき、地域での雇用の場の確保につながる事業所の誘致といった政策が全国で展開され、岩手県においても産業振興政策における主要な政策の一つとして推進してきたところであります。企業誘致が産業振興による地域経済の活性化に果たす重要性を踏まえて、県ではいわて県民計画において産業・雇用の振興策として国際競争力の高いものづくり産業の振興を掲げ、優良な企業の誘致に努めているところであります。

企業誘致を行う際は、対象企業の信用調査を行い、企業の業績を見きわめながら誘致活動を行っており、D I Oジャパンについても同様の調査を行いましたほか、他県での実績や業界における知名度などの情報も収集したところであります。

また、D I Oジャパンに対するトップセールスについては、平成 24 年 1 月 6 日に盛岡市及び花巻市の物件を視察するとともに、1 月 23 日にはD I Oジャパンの社長が盛岡市長を訪問するなど、本県への進出をほぼ決めたとの報告が所管部局からあり、できるだけ早い時期にD I Oジャパン本社を訪問すべきと判断して、上京の機会があった 1 月 26 日に訪問したところであります。この訪問では、D I Oジャパンの取引先である大手クライアントの同席が予定されていたことから、意義あるトップセールスになると考えたものであります。

企業誘致においては、トップセールスが企業側の意思決定に大きな影響を与えると考えられますことから、これまでも多くの企業の方々と面会をさせていただいているところであり、D I Oジャパンについても同様の対応を行ったものであります。

○郷右近浩委員 その上でお聞きします。盛岡市は、会計検査院から国、県、市町それぞ

れに責任があると指摘があり、盛岡市としても同様の認識であり、また今後の対応として再発防止に努めていくことが責任の果たし方であると表明しましたが、県はどのように受けとめているのかお伺いします。

○**達増知事** 会計検査院からは、市町は受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、県は市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと及び市町に対する指導監督が十分でなかったこと、そして厚生労働省は本県に対する指導監督が十分でなかったことと指摘されており、県に対する指摘については県として真摯に受けとめるものであります。

このため、緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底を図るとともに、補助事業等の適正執行に向け、会計事務等のスキルを有する職員による内部考査や、本庁と広域振興局の双方の職員で事務処理を確認するダブルチェック、さらには補助金等審査委員会を設置して制度設計段階で補助事業の内容等を審査するなどの対策を講じているところであり、引き続き、こうした取り組みによって再発防止に努めてまいりたいと思います。

○**郷右近浩委員** 今の知事の答弁を聞きますと、明言こそありませんけれども、県としても指導監督の責任においては、盛岡市同様の認識に立っていると私自身は受け取りました。真摯に受けとめるという意味を私は受け取りましたので、それを踏まえて次の質問に移りたいと思います。

会計検査院の指摘を受けて、関係市町においてははいよいよ返還を求められる事態となっています。会計検査院からの本県の対応についての指摘を真摯に受けとめるならば、県として応分の負担を行う考えはあるのかお伺いします。

○**達増知事** 市町が返還を求められる事態への県の認識についてであります。この緊急雇用創出事業については、市町が県からの補助金を受け、D I Oジャパン関連コールセンターに委託して実施した事業であり、市町は補助事業の実施主体かつ委託者としての立場にあるものであります。したがって、厚生労働省においても同様の見解であります。会計検査院から不当と指摘されたものについては、関係法令等に従い、事業の実施主体である市町から県の基金に返還してもらわなければならないものと認識しております。

○**郷右近浩委員** これまでの答弁を私なりに解釈すると、一定の責任については真摯に受けとめるが、返還金についての負担とは区別して整理されるべきとお考えと理解しました。知事、確認ですが、それでよろしいでしょうか。

○**達増知事** 県としては、市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなく、また市町に対する指導監督が十分でなかったという会計検査院の指摘は真摯に受けとめなければならないと思っております。一方で、市町が返還を求められる事態についての県の認識といたしましては、これは厚生労働省も同様の見解なのですけれども、会計検査院から不当と指摘されたものについては、関係法令等に従って、事業の実施主体である市町から県の基金に返還してもらわなければならないと考えております。

○**郷右近浩委員** では、以上の御答弁を踏まえて次の質問に移りたいと思います。これま

で議会でのやりとりの中で、この事業においては県が市町の責務に特に深くかかわってきた旨の指摘があるわけですが、知事はこのことについてどのような認識を持っているのかお伺いします。

○**達増知事** 補助制度上の県の対応等についてであります。当該事業については、制度上曖昧な部分もあったことを踏まえて、県はさまざまな点で国に対して確認を行いながら、立地市町に対応してきました。中間検査、完了確認においても、市町から要請があれば必要に応じて支援してきたものと認識しています。

市町に対する県のこうした対応によって、市町が事業主体であることは変わるものではありませんので、会計検査院からの指摘については、関係法令等に従って立地市町が適切に対応してもらわなければならないものと考えています。

○**郷右近浩委員** 県は、関係7市町の連絡会からの照会文書を受け、先ほどの御説明のとおり回答しています。文書において、市町に返還を求めた県の考え方について改めてお伺いします。

○**達増知事** 7市町からの照会に対する回答文書の内容等についてであります。不当とされた事項に係る不適正支出等額の返還については、関係法令等に基づいて適切に対応しなければならないものであり、厚生労働省においても、たとえ委託先が破産したとしても、通常の国庫補助事業の取り扱いと同様に事業主体が返還すべきものとしており、また会計検査院の不当との判断は覆ることはないものと受けとめております。

このようなことから、会計検査院から指摘のあった他都道県と比較し、本県だけが特別な対応をすることは難しいと捉えており、各市町に対しては平成27年度内の全額返還に向けた予算措置について検討を求めたものであります。

○**郷右近浩委員** わかりました。知事として、責任の部分については真摯に受けとめる一方で、補助金返還については関係法令等のルールの中で処理されるべきものと整理していることはわかりました。

では、今回のこの事案をどう受けとめて、どう対応していくお考えかお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○**達増知事** まずもって、D I O ジャパンが被災地の復興を掲げて進出したにもかかわらず、早期の事業所閉鎖により多くの離職者が出るなど、立地市町、そして県民に多大な被害を及ぼしたものであり、県、市町ともに被害者であり、極めて遺憾であります。

また、厚生労働省調査では、11県19市町で国の緊急雇用創出事業が導入され、そのうち10県18市町で不適正支出等額があったとされており、全国的な問題でもあると認識しています。

会計検査院からは、市町は受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、そして県は市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分ではなかったこと、そして市町に対する指導監督が十分でなかったこと、また厚生労働省は本県に対する指導監督が十分でなかったことと指摘されておりまして、

県に対する指導については、県といたしまして真摯に受けとめるものであります。

このため、緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底を図るとともに、先ほど述べました内部考査や、本庁と広域振興局の双方の職員で事務処理を確認するダブルチェックの実施、さらには補助金等審査委員会を設置して補助事業の妥当性を審査するなどの取り組みを行っているところであり、今後においても、こうした取り組みにより引き続き再発防止に努めてまいりたいと考えています。

○千葉伝委員 質問時間が限られておりますので、これまでの本事案に係る質疑の細かい部分は省かせていただきます。また、ただいま郷右近委員からも質疑があったところですが、一部重複するところも改めてお聞きしたいと思っておりますのでお願いします。

最初に、誘致の段階からD I Oジャパンがホームページに知事と同社の社長との対談を掲載するなどしており、知事は先ほどの答弁でほかの誘致と変わらないかのような話をしているのですが、私はかなり県が積極的にかかわってきたと思っているところであります。今回の会計検査院の検査結果が出たわけでありましたが、それを受けてどのような考えを持ったのか、まずお伺いします。

そして、第一義的にはD I Oジャパン及び社長にその責任が帰するものですが、現在知事はD I Oジャパンの社長についてどのような思いを持っているのか、あわせてお伺いします。

○達増知事 会計検査院の検査結果を受けてということですので、重要なので繰り返しお答えしますが、会計検査院から、市町は受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、県は市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、そして市町に対する指導監督が十分でなかったこと、また厚生労働省は本県に対する指導監督が十分でなかったことと指摘されておまして、県に対する指摘については、真剣に受けとめなければならないと考えております。

このため、県としては、緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底を図るとともに、補助事業等の適正執行に向けて会計事務等のスキルを有する職員による内部考査や、本庁と広域振興局の双方の職員で事務処理を確認するダブルチェック、さらに補助金等審査委員会を設置して制度設計段階で補助事業の内容等を審査するなどの対策を講じておりますが、引き続きこうした取り組みによって再発防止に努めていく必要があると改めて痛感したところであります。

そして、本門社長についてということですが、東日本大震災直後の本県においては、震災からの復旧、復興に取り組む中で、雇用の場の確保が大きな課題でありました。

そのような中、D I Oジャパンから本県への進出の意向が示されて、当時本門社長からは「東北への拠点開発は、被災地支援制度を活用してオペレーターの育成が図られることにより、被災地の雇用創出につながる」と聞いており、安定的な雇用を期待していたところであります。

そのD I Oジャパンが早期の事業所閉鎖によって多くの離職者が出るなど、立地市町及

び県民に多大な被害を及ぼしたことは極めて遺憾であります。

○**千葉伝委員** D I Oジャパンの関係でこのような結果が出たということでもあります。今知事はそういう思いをしたということなのです。ところで、問題となった後に、D I Oジャパンの関係者あるいはその社長から県に謝罪はあったのでしょうか。

○**達増知事** 少なくとも私に対してはございません。県に対する正式な謝罪等もなかったと記憶しています。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** いずれ事業所を閉鎖してからD I Oジャパン関係者が県に赴いたことは一度もございません。

○**千葉伝委員** そういう会社だったということだと思います。

次の質問は会計検査院の報告に対する県の責任という観点でお聞きします。先ほど郷右近委員の質問にもありましたが、いずれ今回の会計検査の結果については、国あるいは県、そして実施した市町、それぞれに相応の責任があると指摘している中身だと思います。そして、指導監督が十分ではなかった等々、表現はやわらかいのですけれども、裏を返せば監督不行き届きだという指摘だと私は思うわけです。通常会社や民間の組織であれば、そういった監督不行き届きがあった場合、皆さんに迷惑をかけたですとか、大変申しわけない、ごめんなさい、おわびしますなどと謝罪するのが通常のルールではないのかと思うのです。先ほど知事は県の責任ということで、会計検査の結果については「真摯に受けとめる」と答弁しておりますが、「真摯に受けとめる」という言葉が、本当に県に責任があるという意味なのかどうか確認したいと思います。

○**達増知事** 会計検査院からは、県に対しては市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかった、そして市町に対する指導監督が十分でなかったと指摘されております。県としては、これを踏まえて、先ほど会計検査院の指摘に対する認識についての答弁で述べたように、再発防止の取り組み、内部考査やダブルチェック、補助金等審査委員会の設置等をしっかりやっていかなければならないと考えているところです。

○**千葉伝委員** これまでずっと同じ内容の答弁だと思います。県の責任はと聞くと、真摯に受けとめると言いますが、それは会計検査院の指摘結果を言葉としてただ頭に入れたという理解になるのではないかと思います。真摯に受けとめた結果、県はどのような責任があるのかということ本来は言うべきだということで質問しているのです。その点がこれまでずっと曖昧な表現で、私からすれば逃げているように聞こえるのですが、しっかりと知事としてその部分をお答え願いたいと思います。

○**達増知事** 会計検査院の指摘も受けとめながら、今回の事案を踏まえて県としてやらなければならないことは再発防止であり、先ほど答弁しましたような再発防止のための取り組みをしっかりやっていくことを県として行っていかなければならないと考えております。

○**千葉伝委員** その再発防止は今後の対応です。先ほど郷右近委員も聞いたのですが、私は今の事案で問題になっていることに対しての県の責任はどうかとお聞きしたのです。それに対してまた同じ答えが返ってくるのであります。

いずれにしても、先ほども話が出ています、実施した市町がほかの県等では一つ、二つであるのに対し、岩手県は七つの市町がこれを実施しました。冒頭申し上げた知事がトップセールスをして、全市町村に照会し、その中で知事がみずから、あるいは県を挙げてこれはすごくいい事業だとバックアップした結果、七つの市町が実施したということだと思うのです。ただ実施した結果こういう結果になった。先ほど盛岡市長の話もありました。一関市議会でこの問題が取り上げられた。それから、けさ奥州市長の見解が報道されております。これまでのやり方等については、県にも責任があるという表現であります。この結果については、七つの市町は一緒になって県に対し今協議しているということですが、私は県に一定の責任があると理解しているところです。

国の要綱に基づき、県の指導により事業を始めて、中間検査、完了検査においても契約書や領収書など1枚1枚県の確認を受けながら進めてきており、県にも応分の責任があり、県にも負担を検討していただくべきだと、これは一関市の議会での答弁です。盛岡市においても、返す分については検討するということですが、県にも一定の責任があるということ。いわゆる一関市、奥州市、盛岡市で、県にも一定の責任があり、したがって返還についても県に応分の責任があると言っているわけです。

そこで、先ほどの知事の答弁では謝るという言葉がまずない。そうすると、関係市町も、先ほど言ったようにせっかく県と一緒に頑張ってやった結果、最後にははしごを外されたような話になって、今それとこれは別だという話になっているのですが、それでは私は関係市町はやり切れない思いになると危惧するわけです。したがって、再度お聞きしたいのは、先ほども言いましたように、普通物事を行った結果うまくいかなかった場合、あるいは親子であれば子供が何か悪いことをした場合は親が責任をとるということです。会社であっても、会社としての監督不行き届きがあったら、その上司、トップの社長がやはり責任をとる意味の言葉による表現があると思います。そういうことからすれば、どうもこれまでの答弁では、世の中のルール、常識が県には見受けられないと私は感じているところです。市町は、その地域においては住民たちに結果的に迷惑をかけた。お金を返すとなれば、また税金として迷惑をかけることになる。そして、迷惑をかけたということは、住民なり県民の皆さんに大変申しわけなかったという思いがやはり言葉として伝わらないと、これからの県と市町村との関係、連携、それからさまざまな事業をやっていく上での信頼が保てなくなるのではと危惧しています。前回の調査では、知事はいなかったのですが、どなたかの質問の答弁でそういうこともあったわけです。私は、今回の事例は関係市町と一緒にやって県の職員はかなり頑張ったと思います。ただ、知事の部下だから、知事が何も言葉として出ていないのに、部長以下の人たちはごめんなさいという言葉は言えないと私は思っています。だから、世間一般の常識として、今回県の責任でこういう結果になり、申しわけなかったという気持ちはあるのでしょうか、知事。

○達増知事　　ございます。

○千葉伝委員　「ございます」ということは、その後何か一言ないのですか。

○**達増知事** 今回の件については、申しわけなく思います。

○**千葉伝委員** 申しわけなく思うということは、おわびするという意味と捉えていいのですか。

○**達増知事** 県民の皆さんにおわびしたいと思います。

○**千葉伝委員** 私からすれば、何でもっと早くその言葉が出なかったのかという思いです。というのは、やはり先ほど言いました、これから県行政を進めていく上で、悪かったことは悪かったと認め、そしてこれからどうするかということが大事になってくると思うからです。現段階で端的に言えば、県が俺たちの責任はほとんどないという話で金だけ出せとしか聞こえないから、関係市町の皆さんがいろいろと文句を言っているのであり、県がまず自分の非を認めた上で関係市町のところに相談に行きお願いすることが第一歩です。それをやっていないから、ずるずると今に来ていると考えておりますので、知事から今、申しわけないという言葉が出ましたので、早速関係市町との協議において物事が少し前に進むのではないかと思います。そういうことを踏まえた上で、今後これからの話につながると思います。誰か私の会派から前の当委員会での調査において、1%も責任を感じる気持ちもないのかという質問をし、執行部からは一切その答えがなかったわけですが、今回は100%知事から謝罪の言葉を出していただきました。そういう意味で、この事案を逆に次のことに向けた教訓として、今後しっかりとやっていくことに結びつけていければと感じたところです。

私が聞きたかったのは県の責任であり、そしてまたこれから問題になってくるのは、返還金の問題です。返還金については今関係市町と協議している最中ということで、協議の進捗状況については、先ほどの知事の一言でこれからもっと前に進むのではないかとこのことを期待して、質問を終わります。

○**飯澤匡委員** いわて県民クラブの飯澤匡です。質問の通告をしましたが、ほぼ方向転換をしなければならぬ状況になりました。佐々木努委員も質問しますが、私は今後のことについて確認したいと思います。

ただいま知事から、県民の皆さんに対して申しわけなかったという言葉がありました。これは、非常に重たい言葉だと、潔い言葉だと、これは評価したいと思います。何しろ県が災害復興に当たって、緊急雇用創出事業を使って何とかしたいとして、市町村と一緒にやってきた。県の責任についてはこれまでも何回も知事にお聞きしました。その結果がきょう、先ほど千葉伝委員の質問に対する答えの中で出ましたので、ある程度私は納得しているわけです。ですから、これから市町村との関係を築いていくためには、本当にもっと早く早期にできなかったのかという思いもございますが、結果として知事から言葉がありましたので、それを了としたいと思います。

これから補助金の返還問題と県の責任問題については、以前斉藤委員からも指摘があったように、これは別個に分けて整理するべきだと思います。会計検査院の指摘については、今市町も予算を組む段階になって、県の動向を非常に注目している段階にあると思います。

会計検査院に指摘された部分は、これは全国の事例もありますから、補助金返還においては、あえて県の責任という形で県の負担をプラスすることはなかなか困難であろうと私は思います。

そこで、盛岡市や一関市が何で最後の最後まで、県にも責任の一端はあるのだということと言わなければならなかったのか、その背景をしっかりと分析をする必要があると思うのです。今までであれば、県と市町村の関係はそこまで至らないまでも、県に対してそういう意見を申し述べることはほとんどなかったと思うのですが、なぜこの段になってこういうことが起きたかということ、やはり重く受けとめるべきだと思います。

それで一つ、知事から県民に対して謝罪の言葉があったわけですが、この間、1月の当委員会から本日の当委員会まで、知事として関係市町の首長に、一人一人にお話をして、県の責任等について言及する機会があったのかどうか。電話でも面談でも結構ですが、そういう機会があったのかどうかということを確認したいと思います。

○達増知事 関係市町と県の関係においては、県としても市町の返還に係る負担が極力少なくなるように、厚生労働省とやりとりをし、また会計検査院の調査にも対応してきたところであり、会計検査院からは市町の調査確認が十分でなかったこと、また県の市町から提出されたものへの調査確認が十分でなかったこと、そして指導監督が十分でなかったこと、あわせて厚生労働省の指導監督が十分でなかったということも指摘されたわけであり、県としてはその指摘を受けとめなければならないと判断し、市町からも連絡会として県に対し照会がございましたので、冒頭報告したような県の考え方をしっかり伝え、今担当間でその調整をしているところであり、

○飯澤匡委員 こういう報道等に出ている首長の言葉というのは非常に重たいわけですから、ただいま質問のやりとりの中でありましたが、知事みずから直接首長方とお話をする機会があったかどうかについて確認したいのです。

○達増知事 厚生労働省からも、関係法令に基づいた返還が行われるようにという考えが示されていることもあり、やはりそこは法令に基づいた対応をについて、県、市町それぞれの本件事案に関する法律等の担当部署間において詰めていってほしいと考えています。

○飯澤匡委員 何回も聞きませんが、当該事業を行った自治体がなぜそういうことを言わなければならないのか、言わなければならない背景があるのか、これは先ほども言いましたが、重く受けとめなければならないと思います。

これまでの経過から、事業主体は市町であったにせよ、県全体として四百数十名の雇用を確保した形で、県全体の事業としてもいろいろな場面で発言をしており、答弁でも出ています。これは、いわゆる県と市町が一体となって行った事業であり、市町の受け側とすれば、大分、県が積極的になって行った事業だという受けとめ方だからこういう答えが出てくるわけです。一定程度の責任の発言はありましたが、今後これに対して、やはり修復作業をしっかりとやっていかなければならないと思います。しっかりとした答弁が知事から出ないのは非常に残念ですけれども、関係市町の首長とのやりとりがあったのかどうか。

会計検査院に対する県の回答はそれでいいかもしれませんが、私が重視しているのは県と市町との関係です。県に対する不信感をずっと持ったままでは今後の本事業、別の事業を展開するにしても、非常に問題が出てくるだろうと思います。この壁を乗り越えないと私はいけないと思うのですが、その件に関してはどのような所感をお持ちでしょうか。

○**達増知事** 今岩手県、そして県内市町村は、震災からの復興という重要な課題に直面し、またいわゆる地方創生、ふるさと振興も進めていかなければならない段階でもあり、今後とも雇用対策、そして企業誘致を含む産業振興、さらには地域振興全般に県としても市町村と連携して、しっかりと取り組まなければならないと考えており、その旨はD I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会に対する商工労働観光部長からの回答の中にも盛り込んでいるところです。

○**飯澤匡委員** そういう県の認識では、私はだめだと思います。一方ではそうとっていないのだから。関係市町が全部とは言いませんけれども、いろいろな思惑があります。しかし、何回も言いますが、これは本当に一関市長や盛岡市長、盛岡市長は補助金返還もやむを得ないと言っているわけですが、県に対しても責任の一端はあると言っている。このことは、会計検査院が指摘したことは真摯に受けとめて、それでいいだろうということではなくて、しっかりと修復作業をしなければなりません、このようなことに対して菅原部長はどうしますか。今後所管部局としてはどのような姿勢で対応しますか。

○**菅原商工労働観光部長** 連絡会構成市町につきましては、私、あるいは副部長、あるいは雇用対策・労働室長が都合1月以降、2度ほど各7市町に伺いまして、御都合がつけば首長とお会いしましたし、あるいは副首長、あるいは担当部長と意見を2度ほど交わしてまいりました。そういう中で、県としてもこの事態は早期に解決したいということをお願いしましたし、またそれだからということではありませんが、先ほど知事が申し上げましたとおり、雇用対策、産業振興、そして地域振興全般に当部としても全力で行うからよろしくお願ひしますということを重ね重ね申し上げてきたところです。

○**飯澤匡委員** それは通常ベースでやらなければならないのです。これ以上言ってもしょうがないので、今後やはり修復作業をしっかりとしていくことが私は必要だと思います。一関市長にしても、一歩踏み込んだ発言だと私は思っています。議会に対する説明責任で一関市長は、いち早く市民の皆さんに議会の中で、こういう事業が完遂できなかったと、御迷惑をかけたと謝っています。きょうは、知事からその言葉もありましたが、いち早くこれを解決するためにはそういう対応が必要ではなかったかと思ひます。

先ほど知事からも地方創生という話がありました。今週の日曜日に地元の一関市藤沢町で北川正恭先生のお話を拝聴する機会がありました。北川先生は、現在、かつて地方制度調査会が地方政府とまで言い切った分権改革がとまっている中で、これから地方に光が当たるとすれば、今政府が進めている地方創生についてしっかりと県と市町村、また住民が協働でやっていかなければならない、キーワードは連携と協働だとおっしゃりました。私もその発言に意を強くし、極めて同感です。そういうことがこのD I Oジャパンの反省の

中に連携と協働ということを、しっかりと県が反省の上に立って次の事業を展開していかなければ、私は地方創生も成り立っていかないだろうと思うわけです。今回そのような形で県の責任の一端も示されましたので、遅きに失した部分もあるかと思いますが、その点は評価しながら、市町との関係をしっかりとやっていただきたいと思います。何か所感があればよろしくをお願いします。

○**達増知事** 本事案に関しましては、関係市町と県とでしっかり連携しながら、厚生労働省、そして会計検査院に対して対応し、地元としての主張を展開してきたわけですが、会計検査院から今回の報告があり、この会計検査院の報告の解釈を軸にしながら、それぞれ対応を決めていく段階に入っていると考えています。そういう中で、関係市町で構成する、盛岡市商工観光部次長を座長とするD I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会から、県の商工労働観光部長に対して照会があり、それに対して県からも回答しているように、会計検査院の報告の解釈を軸にしながら、技術的、専門的な法解釈にかかわる部分もありますので、そういったところを県、市町のそれぞれの専門家同士、今やりとりをしているところです。こうした中で、本事案についても市町と県が連携しながら、それぞれ住民または県民に対し、きちんと責任ある対応をしていくことで、復興全体や、また地方創生、ふるさと振興全体についても、広く市町村と県との連携によって成功させていくよう進めていきたいと思っています。

○**飯澤匡委員** まだ腑にすんと落ちない部分があります。会計検査院の指摘について技術的に話を詰めることはもっともですが、何回も言いますけれども、絡まった糸をもとに戻していくには、それなりの県の姿勢が必要だと思います。昔から中二階的な県の行政の位置を、もう少し市町村、そして県民、そこにいる住民が主役になって行き、それを県がしっかり手助けをするというメッセージを送らなければならないと思います。今回のこの内容にしても、いささか見方によっては、県はこう思っているのだから、そして会計検査院もこうやっているのだから、これに従うしかないでしょうというような、同一歩調をとって行おうというメッセージは、少し足りないのではないかと思うわけです。なお一層の御奮闘をこれから期待する以外にないと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。私の質問を終わります。

○**佐々木努委員** 私も通告をしておりましたが、知事から責任があるという答弁と、そして謝罪がありましたので、確認の意味で別の質問をしたいと思っています。

まず、本当に責任を認めて謝罪されたことは、私も高く評価したいと思います。その上で、認められた責任について、それがどのような責任があるということなのか、どのような責任だと認識されているのか。これは、菅原部長にお伺いします。

○**菅原商工労働観光部長** 会計検査院の指摘のとおりであり、県の責任としては、まずは市町村から提出された実績報告書等の調査確認が不十分だということがあります。もう一つは、市町に対する指導監督が十分ではなかったということですが、それをかみ砕いて申し上げますと、市町の責任としては受託者から提出された実績報告書等の確認が不十分だ

ったと言われておりますので、そうしたところに県の指導監督の責任があると思いますので、今後その部分についてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木努委員 指導監督が不十分だったということはそのとおりなのですが、私が一番県に責任があると思うのは、緊急雇用創出事業について、関係市町に対して県が必要以上に主導的になり過ぎてしまったことであると思います。それは、以前何度も商工文教委員会あるいは1月の当委員会の調査でもお話しているとおり、事前にD I Oジャパンと県の担当課の間でさまざまなことが決められ、それを市町に押しつけてしまったことが最終的にこういうことにつながってしまったということですから、私はそういう部分の責任は非常に大きいと思っています。その辺の認識をぜひ改めていただきたいと思います。これは要望です。

それから、先日何人かの県の職員の方々とこの問題について話をしました。商工労働観光部の方ではありませんけれども、皆さんは今回のこの問題において議会なり県民から指摘されているのは、知事がD I Oジャパンの誘致に深くかかわり、前のめりになってしまったということだと思っており、そこが問題だと思っている職員がたくさんいます。私は少し違うのではないかという話を何度もしました。この誘致についても、県が一生懸命雇用の安定、あるいは雇用の確保のために頑張っていることはもちろんわかっていますので、そこを責めているのではなく、その後、緊急雇用創出事業を一体的に活用してしまったこと、そしてそれを県が主導的にやってしまった、そしてそれがこういうことにつながってしまったことが問題であって、ほとんどの職員はその認識がありません。商工労働観光部の方々は、何が指摘されているのか、問題になっているのかということはわかっていると思いますが、それ以外の職員は全く理解していない。今回ここで幕引きになるかどうかは別としまして、私はこれから再発防止を進めていく上では何が今回の問題の核心だったのかというところをしっかりと全ての職員に共有してもらいたいと思っています。そのようなことを行うつもりはないか、知事にお伺いします。

○達増知事 まさに県として、市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認、そして市町に対する指導監督が十分でなく、結果として市町が受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったという事態を引き起こしたわけですので、こうしたことが再発しないように緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底ですとか、会計事務等のスキルを有する職員による内部考査ですとか、また本庁と広域振興局の双方の職員で事務処理を確認するダブルチェック、そして補助金等審査委員会の設置などを県としてもしっかり進めて、再発防止に努めていかなければならないと考えています。

○佐々木努委員 これは、全職員に共有してもらいたいし、徹底してほしいのですが、所感をお願いします。

○達増知事 これは、本事案のみに限ることではなく、補助事業全般にかかわることとして、県職員にはきちっとそこを踏まえてもらわなければなりませんし、またおよそ県職員

としてのコンプライアンスの観点から自分の問題として受けとめてほしいと考えます。

○佐々木努委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

責任問題と、そして補助金返還の問題、これは別に考えていく必要があると思ひますけれども、国としてはリース事業を初めとする会計検査院から指摘された部分で、既に対応済みだというものについては、いづれ国が責任をかぶった形になると思ひます。そして、今回市町が補助金返還を行うことになれば、市町がその金銭的な責任をかぶることになって、県は一切責任をかぶることがないわけですが、私としては、それは非常に不公平なことだと思ひます。制度的には確かに事業実施主体が補助金を返還することは、当然のことですし、それを変えて県が一部負担することもなかなかハードルが高いと思ひますが、いづれにしろ市町としては県に何らかの目に見える形の責任をとってもらいたいという思ひがあると思ひます。その辺のところ、こういう形で責任をとっていききたいというものが今の時点であればお願ひしたいと思ひます。

○達増知事 関係法令に従って事業主体である市町が会計検査院からの指摘に基づいて返還に対応していくことについては、これは関係法令の技術的な助言を求められれば、県としては市町に対して協力するにやぶさかではありません。

○佐々木努委員 法令の範囲中でのそのような対応とともに法令以外の部分での関係市町の支援ということは、私はあり得ると思ひます。今知事からそういう答弁をいただきましたが、ぜひこれから関係市町と連携をとりながら、県は何ができるのかということをしつかりと話し合っただいて、できる限り市町の思ひに応えられるような形の対応をお願ひしたいと思ひます。所感を伺って終わります。

○達増知事 東日本大震災からの復興ということ、これは関係市町も直接関係するテーマでありますし、また地方創生、ふるさと振興もそうであります。また、ことしはさらに希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を市町村と県が力を合わせて成功させようということでもありますので、そういった市町村と県が力を合わせて、それぞれ住民に対する責任、県民に対する責任を果たしていくということで、しつかり力を合わせていききたいと思ひます。

○工藤大輔委員 冒頭、緊急雇用創出事業に係る県補助金返還の対応ということで、当該7市町から県に照会のあつた件に対する県の対応について説明がありました。そこで、1月15日の当委員会での調査以降、先ほどの説明のとおり、県と市町とのやりとりがあつたわけですが、先般いち早く盛岡市では返還に応じると報道されたところです。そしてまた、他の6市町については、その状況がまだ見えていないということですが、一部には県から補助金の交付契約に基づく返還命令があれば、一部解除した上で返還に応じる自治体もあると私も当該自治体から聞いているところです。いづれ今日までの状況で、残りの6市町について、返還に向けどのような感触をつかんでいるのかについてお願ひします。

○菅原商工労働観光部長 市町の動向についてであります。正式表明がないところもあり、またあくまでも各市町の判断ですので、この場では市町名の公表は差し控えますが、

市町の中には平成 27 年度内の補正予算化を進めようという動きがあることも確かです。

○工藤大輔委員 また、市町の中には 1 月 15 日の当委員会での調査状況、そしてきょうの調査状況を踏まえて、さらに検討を加えて判断していくところもあります。そういう中で、今回知事の出席を求め、このような形での調査となりました。やはり、当時東日本大震災からの復興を進める上で被災者の早急な生活再建や、また地域から人が離れていかないうちに雇用創出をしながら地域を守っていくという大きな目的があって緊急雇用創出事業が創設され、そして担当課の方々も一生懸命頑張ってきたのだと思います。当時のことを振り返ってみると、まさに地域からすれば雇用は本当に大事な再建の柱であったと思います。一つでも多くの企業に進出してほしい、そして話があれば積極的にかかわりながら、お話を聞きながら、誘致に向けて最大の努力をしていくことは当時の職員の共通の認識であったと思います。その上で、今回 D I O ジャパンの誘致が進んだわけではありますが、私は職員の方々の気持ちからすれば、地域の思いに応えたいという思いが先頭に立っていたのだと感じ、そのことについては高く評価しながら、これからも企業誘致は県に話があったものにはとにかく県が積極的にかかわっていくことが大事だと思いますし、自治体の中には専門の職員の方を何人も配置できる自治体もあれば、なかなかそうでない自治体もあると思います。そのことについては、どこがフォローするかといえば、やはり県にフォローしてもらわなければ企業誘致は進まないと思います。ですので、担当者はより一層企業誘致については積極的にかかわっていただきたいとお願ひしたいと思います。

ただ、結果として、緊急雇用創出事業は、一過性の補助金を使っただけの雇用だったかもしれませんが、コールセンターを誘致するという点である以上、当然これは継続性を持った事業であったと思います。それなのに、D I O ジャパンが今日まで事業を行うことができない状況になったことは、やはり事業とすれば失敗であったのだと思います。被害者は解雇されたり、仕事をしている間不安を抱えて被災した中での生活を余儀なくされてきたわけですから、県とすれば再発防止策の前に、何らかの反省であったり、または、そうした方に向けたメッセージをいち早く発信しなければならなかったのではないかと私は思います。

そういった中で、先ほど知事からは会計検査院の指摘に対しては真摯に受けとめるという言葉がありました。そして、県民に対しては申しわけなかったという言葉が述べられたところであり、私はこの件について了としたいと思います。そして、きょうの知事の言葉を聞いて、関係市町において返還に向け、それぞれの議会、あるいは市民、町民に対する説明がさらに進んでいくものと思っています。

そして、今回のこの事案について、再発防止をすることは、先ほど知事の説明でももう既に実施しているということでした。やはり制度の設計において、その制度を利用する市町、制度の中間に入る県以上に、制度をつくる国はさらに重い責任が問われると思いますが、今回の事案において、制度設計者に対する責任、市町をフォローする側の責任についてどのように思っているのか知事にお伺ひしたいと思います。

○**達増知事** 会計検査院の報告の中でも、厚生労働省も県に対する指導監督が十分でなかったとされておりまして、厚生労働省としては最終報告と称するプレスリリースの中で同様の不適正な事案の発生を防止するために、緊急雇用創出事業等実施要領の趣旨を明確化するための改正を行って、都道府県に周知徹底を図るなどの改善の措置を講じたとし、再発防止の徹底を図っていくこととしています。厚生労働省もそういったことを認めており、また県は県で会計検査院の指摘を受けとめながら、再発防止の徹底を図っていかなければならないと考えております。

○**工藤大輔委員** きょう私が知事にお伺いしたかったのは、会計検査院の指摘についての知事の考え方、そしてまたその責任の所在をどう認識しているかということでした。また、担当課の方々には市町との協議の現状についてお伺いしたかったわけですが、先ほど申しましたとおり、今回の市町の中には、返還にはルールどおり応じるということを決めているところもあります。ただ、その気持ちの中には、県にも責任の一端を認めてほしいという思いがあります。当然誘致した側の我々県にも責任が大きくあるということは認識しているが、これまで事業を実施してきた中で、県は全てルールどおりにやってきた、あるいは法令上問題はなかった、あとは市町の考えにのっとって適正に対応していただくなどの言葉がずっと羅列し、それが報道される中で、市町とすれば本当に県とこの仕事を一緒にやってきたのかどうか、最後のところは投げられてしまっているのではないかという思いがあったと思います。こういった県と市町の間関係を早期に解消してほしいという思いを私は強く持っているところです。

先ほど飯澤委員からもそのような趣旨の質問があったところですが、これからの地域振興を進める上で市町と現場レベルではかなり積極的にかかわりながらやってきています。ただ、何か問題が発生すると、ある段階から上の方々の答えがどうも言葉だけで、本当に市町あるいは県民に寄り添っているのかどうか少し疑問視してしまうような答えになっています。今回の事案を通じて、知事に対して頭を下げなさいだとか、誰かを処分しなさいだとかいったことを言っているのではないと思います。やはり責任ですとか、こういった点の反省がある、こういったところを今後直していかなければならないということを率直な気持ちを持って言っていただければ、もう少し早くこの問題についても、きょうの議論にならないまでに解決していったのではないのかと感ずるところです。大震災からの復興はまだ緒についたところであり、これからが本格的な復興であります。まだまだやっていただかなければならない事業が数多くありますので、これからもこれまで以上に市町村との関係を強化しながら進めていただきたいと思います。最後に改めて知事にその所感をお伺いして、質問を終えたいと思います。

○**達増知事** 毎年、年明けすぐに県と市町村の意見交換会を開催しておりまして、ことしも行いました。その中で、観光の振興、そしてT P P関係の対応などをトピックとしながら、広くそれぞれの市町村が直面している課題などについても意見交換を行う機会を持ち、またその後は会食形式での懇談も行ったものであります。毎年そういった節目を生かしな

がら、県と市町村が連携しながら、それぞれ県民、住民に対する責任を果たしていこうとするわけですが、ことしは特に本格復興を完遂していく大事な年にもなりますし、市町村のまち・ひと・しごと創生法の総合戦略も年度内に出そろって、県と市町村とそろって戦略を実行に移していく重要な年でもあります。そして、いわて国体・いわて大会を成功させていく特別な年でもありますので、今回のD I Oジャパンの事案を教訓にしながら、市町村と県がさらに関係を深めながら、住民、県民の福祉の向上をしっかりと果たしていけるよう努めてまいりたいと思います。

○**齊藤信委員** D I Oジャパンコールセンター問題は、この間、決算特別委員会での集中審議、商工文教委員会での集中審議、そして当委員会での調査が行われ、今回知事を迎えての調査となりました。私は、この間の論戦を踏まえて総括的に知事に質問したいと思います。

D I Oジャパンコールセンター問題とは何だったのか。一つは、企業誘致の失敗、破綻であり、もう一つは緊急雇用創出事業において、国民の税金を食い物にして労働者を解雇、雇い止めをして、破綻した問題だったと思います。事業主体である市町と知事、県が深くかかわった問題でしたが、知事としてどう関与して、その二つの破綻に対してどう責任を受けとめているか、最初にお聞きをします。

○**達増知事** まず、D I Oジャパンの誘致について、D I Oジャパンでは平成 24 年 1 月 6 日に盛岡市及び花巻市の物件を視察するとともに、1 月 23 日にはD I Oジャパンの社長が盛岡市長を訪問するなど、本県への進出をほぼ決めたという報告が所管部局からあり、できるだけ早い時期にD I Oジャパン本社を訪問すべきと判断して、上京の機会があった 1 月 26 日に訪問しました。

企業誘致においては、トップセールスが企業側の意思決定に大きな影響を与えると考えられますことから、これまでもさまざまな企業の方々と面会させていただいているところであり、D I Oジャパンに対しても同様の対応を行ったものであります。

D I Oジャパンから本県への進出の打診があった際には、同社は緊急雇用創出事業を宮城県登米市のコールセンターで既に導入し、開設していたことから、本県の進出に当たっても緊急雇用創出事業の導入を望んでいたものであります。

県は、市町村に対し、広域的、専門的立場から企業情報や業界動向などの情報提供を行い、その上で市町村が主体的に誘致を決定したものと考えています。

今回の事案は、企業誘致に当たって被災地の復興を掲げて進出する一方、立地市町及び県民に多大な被害を及ぼしたものであり、極めて遺憾であります。

一方、会計検査院からは、市町は受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、県は市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと及び市町に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省は本県に対する指導監督が十分でなかったことと指摘されており、県に対する指摘については真摯に受けとめるものであります。

このため、緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底を図るとともに、補助事業等の適正執行に向け、会計事務等のスキルを有する職員による内部考査や、本庁と広域振興局の双方の職員で事務処理を確認するダブルチェック、さらには補助金等審査委員会を設置して制度設計段階で補助事業の内容等を審査するなどの対策を講じているところであり、引き続きこうした取り組みによって再発防止に努めてまいります。

○斉藤信委員 このD I Oジャパン問題というのは、最初は企業誘致の問題として県から全市町村に情報提供されただけに、関係市町は大変期待して取り組んだのです。しかし、結果的に七つのコールセンターが破綻した。この結果責任について、私は極めて重大だと思えます。

どういう問題が起きたのかを次にお聞きしますが、D I Oジャパンの企業誘致に当たって知事がD I Oジャパンに訪問して社長と面会するなど、結果として前のめりになり、行き過ぎだったのではないかと。この時点では具体的な企業誘致は一つも正式には決まっていなかったのです。そういう中で、解雇、雇い止めされた労働者の把握、賃金未払いはどうだったのか、その後の対応はどうだったのか、現在の雇用状況を含めて示していただきたい。

○達増知事 解雇等された労働者の把握と賃金未払い等についてはありますが、平成 26 年 6 月以降、事務所の閉鎖によって解雇された従業員の状況については、岩手労働局によりますと、D I Oジャパン関連コールセンター 7 事業所のうち、6 事業所において離職者 135 人が発生しており、そのうち求職申し込みを行った 122 人に対し職業紹介等が行われた結果、平成 27 年 9 月末時点で未就職者はゼロとなったところです。

また、県内の事業所に勤務されていた元従業員への未払い金の状況は、当時の受任弁護士からの情報によりますと、D I Oジャパン本社の所属となっていた方々の分も含め、総額約 3,400 万円、人数は延べ 315 人月となっており、全て国の未払賃金立替払制度による立てかえ払いが完了したと把握しております。

○斉藤信委員 七つのコールセンターで、新規で雇用されたのは 838 人でした。だから、この事業は、本当なら 838 人分の雇用を守らなければいけなかったのです。しかし、緊急雇用創出事業が終わった途端に雇い止め、解雇です。今お話がありましたように、実際に閉鎖する時点で解雇されたのが 135 人だけでも、緊急雇用創出事業で養成されたのは 838 人なのです。そこに事態の重大性はあるし、未払いは 3,400 万円、315 人分であり、未払賃金立替払制度で支払われる額はその 8 割なのです。だから、賃金未払いが全額払われたわけではないので、私はこの点でもD I Oジャパンの破綻の責任は極めて重大だと指摘しておきます。

次に、会計検査院の報告でも指摘された緊急雇用創出事業における不適正支出の実態とその責任について聞きますが、不正支出とされた主な支出項目とその総額はそれぞれどうなっているのでしょうか。その具体的な要因と県の関与、県の完了検査はどうだったのか示していただきたい。

○達増知事 不適正支出とされた主な支出項目等についてはありますが、これは詳細にわ

たり担当部から答弁させますので、御了承願います。

○高橋雇用対策・労働室長 不適正支出とされた主な支出項目等でございますが、事業に関係のない機器のリースが595万7,925円、OJT研修ではない出張先への業務への従事が1,381万8,891円、免税事業者に対する消費税相当分の支払いが1,608万4,913円、譲渡特約を付した過大なリース料が375万7,302円であり、その他の指摘事項を含めまして総額で4,378万6,651円となっております。

その具体的な要因と県の関与について、リース関係では研修と直接関係のない物品は対象外とするよう取り扱いを定めていたところでしたが、この取り扱いが徹底されていなかったもの。

出張先の業務従事については、県、市町とも業務日誌に記載された内容でOJT研修として認めておりましたが、今般の一連の調査において、市町が当時の従業員への聞き取り調査等で営業業務に従事していたとの回答があったものや、厚生労働省からも情報提供を受けながら、全国的な基準のもとOJT研修と認められないものは全て対象外としたもの。

消費税については、平成24年4月に県内市町村及び各振興局宛てに免税事業者の取り扱いに注意するよう周知し、徹底を図っていたところですが、コールセンターから提出された実績報告書に消費税分の報告があったことから、課税事業者であると誤認し、事業対象としたものと捉えております。

譲渡特約を付したリース料については、立地市町が平成24年度事業の完了確認に係る事務を行う中で、リース満了後物件を無償譲渡する特約があることに気づき、当該リース契約を事業対象とすることの可否について、平成25年4月中旬、関係市から県に相談があり、その取り扱いについて厚生労働省に照会したところでした。厚生労働省では、平成25年5月13日付の通知により、今後契約を締結する事業についてはリース契約終了後に無償譲渡する旨の特約のあるリース契約は認められないものとしていましたが、会計検査院の指摘により通知以前の平成24年度事業についても不当事項と指摘されたものです。

○斉藤信委員 総額で4,378万円の不適正支出があり、返還を求められたということです。私は不正の中心は過大リースだったと思います。これは、わずか375万円しか請求されていませんが、実際はそんなものではない。会計検査院の報告で過大額が指摘されています。この実態を後で示してください。

実際、私はこの間何度もここで明らかにしてきましたが、過大リースというのは物件価格を超えるリース料でありました。そして、翌年度に、事実上無償譲渡することがほとんどでした。これは、厚生労働省の基準がなくても、本来不当として対応しなければならなかった問題だと私は思いますが、知事はこの過大な物件価格を超えるような異常なリース契約の実態について、いつ把握し、どのように担当部局に指導したのでしょうか。

○達増知事 立地市町が平成24年度事業の完了確認を行う中で、リース満了後物件を無償譲渡する特約がある契約内容となっていることに気づき、当該リース契約を事業対象とすることの可否について、平成25年4月中旬、関係市町から県に相談があり、その取り扱い

いについて厚生労働省に照会しました。

厚生労働省は、平成 25 年 5 月 13 日付厚生労働省通知により、今後契約を締結する事業についてはリース契約終了後に無償譲渡する旨の特記のあるリース契約は認められないものとしていましたが、会計検査院の指摘によって、通知以前の平成 24 年度事業についても不当事項と指摘されたわけであり、こうしたことを私が把握したのは平成 26 年夏の所管部局からの報告によってであります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 会計検査院から過大と指摘された額でございますが、これは 7 市町のほかに北上市、山田町も含む金額ですが、岩手県の場合は 4 億 9,930 万 7,722 円となっています。

○斉藤信委員 この問題は極めて深刻で、私は繰り返し実態も明らかにしてきました。どういふものかという、二戸市のコールセンターの場合、例えばデスクトップディスプレイ、いわゆるパソコンについて物件価格が 348 万円であるのに対して 7 カ月のリース料は 362 万 8,100 円です。7 カ月のリースで物件価格を超えるようなリース料になっている。ノートパソコンについては物件価格が 108 万 4,900 円でしたが、7 カ月のリース料は 113 万 500 円です。軒並みこういった実態です。

それで、二戸市のコールセンターが当該事業の関係でリースした機器の物件価格の総額は 4,610 万円でした。リース料は 4,803 万 8,000 円です。これがリースなのですか。これでは買い取りでしょう。買い取り価格より高かったのです。それを担当課は、平成 25 年 4 月中旬に把握していた。私は、これを認めたことがコールセンターの不正を野放しにし、問題を拡大した一番の問題だったと思うけれども、知事はどう受けとめていますか。

○達増知事 県、市町においては、要綱、要領に照らし合わせながら、疑問な点等については厚生労働省にも照会しながら対応してきたところであり、平成 25 年 5 月 13 日の厚生労働省の通知がありましたので、その時点では事業対象として認められるものと解釈していたものです。

こうした中、いわゆる 1 年リースについて、本県として制度上曖昧な部分を指摘し、会計検査院の報告において厚生労働省の改善処置済み事項となるなど、緊急雇用創出事業の制度自体の問題もあったと認識しております。

○斉藤信委員 私は、率直に言ってそれでは知事も反省が足りない。なぜなら、物件価格を超えるわずか 7 カ月のリース契約の後、翌年の平成 25 年 5 月 13 日に厚生労働省通知が出ました。平成 25 年度以降は認められないことになったのです。平成 25 年度以降認められないことが、なぜ平成 24 年度は認められるのですか。ここにも厚生労働省の矛盾があるのです。あなた方が厚生労働省を巻き込んだことにより——私はこれはいわゆる共犯関係だと言っているのだけれども——問題を見過ごし、攪乱をしたのです。このとき厳しく対応していれば問題が拡大することはなかった。山田町の大雪りばあねっとのときの一つのポイントが御蔵の湯だった。あのリース料を認めたことが不正を食いとめるチャンスを失ったと私は繰り返し指摘したけれども、今回の D I O ジャパンのリース問題はここが一つ

の焦点でした。ここであなた方がこのようなどんでもないものを認めたから、問題が拡大して破綻したのです。

大体委託対象のリース料は、全体で4億7,000万円でしたが、これはほとんどが定額の取得で、実際翌年無償譲渡になりました。二戸市のコールセンターは、実はこういう計画だったのです。2年目の事業計画で、当初はリース料として1,740万円が計上されていたのです。わかりますか。7カ月のリースで元を取っているのに、指摘されるまでは2年目の事業計画にもリース料を計上していたのです。それが1,740万円、3カ月分です。こんな悪質なやり方ありますか。これが悪徳業者ではなくて何なのですか。知事、私が言っていることがわかりますか。こういう事業者だったから破綻したのです。だから私はやはり反省しなければいけないと思います。

そして、もっと重大なのは、過大リースで返還を求められたのは釜石市だけでした。契約書に特約が書いていたからです。ほかのところは特約が書いていなかったのです。二戸市は、リース契約の見積書に明記されていました。私は、見積書に書いても同じだと思います。ましてや契約に何も無いのに翌年無償譲渡したら、これは密約でしょう。こちらのほうが本当は罪が大きかったのではないですか。あなた方は、こういうこともしっかり見なければだめです。契約にも無い無償譲渡を認めた。あなた方に二重の責任があるのではないですか。知事はどう考えますか。

○達増知事 やはり会計検査院の報告にもありましたように、厚生労働省の指導監督も十分ではなかったわけですが、県としても市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったし、また市町に対する指導監督も十分でなかったということで、結果として市町が受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったという事態を引き起こしたわけであり、この点は真摯に受けとめなければならないと考えます。

○斉藤信委員 もう一つ指摘します。平成25年9月の決算特別委員会の集中審議で、私はこの問題を指摘しました。密約というのは特約事項になるのかと。そうしたら当時の雇用対策・労働室長が、「結果的に無償で譲渡されたところは全て特約条項があるものと理解しています」という答弁でした。驚くべき答弁です。本当はこのとおりであれば、みんな返還しなければいけなかったのです。特約事項があると県が言っているのだったら、みんな返還を求められたのです。それだけの大きな問題だったから、私は、今回不適正支出で返還を求められた4,700万円と過大額の4億9,000万円を一緒にして不正の深刻な実態を受けとめなければならないと思います。

もう一つ指摘したいのだけれども、実はOJT研修ではない出張先の業務の従事について、先ほど1,881万円の不正だったということでした。私は、ここでも何回も繰り返したけれども、働いている従業員から聞いた話では、緊急雇用創出事業の研修は3カ月間で4カ月目以降は仕事に従事をさせられた、出張に行かされたという話です。研修の実態は3カ月しかありませんでした。その研修も、専門的な講師はほとんどいなかった。これが実

態です。私は、実態とすれば緊急雇用創出事業に当たらなかったのだと思います。この検証も必要です。そして、4カ月目以降仕事に従事させられたら収入が発生します。その収入はほとんど報告されていません。なぜでしょうか。そして、盛岡市が市議会の全員協議会に出した資料を見ますと、2,497万円の売上高があったとなっています。しかし、それ以上の経費があったから、これは返還対象にならなかった。税金をたくさん使っていて、それ以上の経費とは何ですか。私は、関係市町の報告書は全部明らかにすべきだと思います。4カ月目以降の仕事の実態をあなた方はどのように把握していますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 当事案に関する結果の発表は、会計検査院及び厚生労働省から発表されている内容でございまして、さらなる詳細な部分については国として発表していないことから、県としては発表できかねるものと考えているところです。

○斉藤信委員 委員長にお願いしたい。私は、盛岡市が全員協議会で報告し県を通じて国に報告された文書を持っています。関係市町の報告書を明らかにしていただきたい。そうしなかったら検証できません。盛岡市は報告書で仕事の収入がどれだけあったのかちゃんと書いているのだから。そして、何でこれ以上の経費があったのかも示してください。2,497万円以上の経費は何だったのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 緊急雇用創出事業においては、仮に事業を通じて収入があった場合には、収入を上げるために要した経費のうち適当なものについては控除できるという規定があり、その内容は、事務所の経費などの管理的な部分の経費が含まれているものでございます。

○斉藤信委員 私が言ったように、盛岡市は全員協議会で報告しています。もちろん返還する自治体がどういう調査を行ったか明らかにしないで返還などはできませんから、これは明らかにされるものだと思いますので、しっかり明らかにしていただきたい。委員長、よろしいでしょうか。

○佐々木順一委員長 後刻世話人会で協議いたしますので、御了承願います。

○斉藤信委員 なぜ厚生労働省調査と会計検査院がこういう不十分な調査結果になったのか。厚生労働省を巻き込んだ不正だったからです。厚生労働省を巻き込んだ不正だったところにこの問題のもう一つの重大性があったと思います。厚生労働省の責任も、そういう意味では免れない。

それで、私は企業誘致の破綻について改めてお聞きしますが、二戸市のコールセンターの場合、事業計画では1年目は緊急雇用創出事業による収入、2年目は1億6,000万円の事業収入、3年目は2億円の事業収入となっていました。1年目は事業収入が全くなしで、2年目から1億6,000万円の収入が突然発生するという事業計画になっていますが、これは考えられない。私は、やはり企業誘致だったらそういう事業計画をしっかりと把握して、1年目でこれが継続できるかどうか判断できたと思います。そういうことをやったのか、やらないのか、その辺についての反省はどうかお聞きしたい。

○達増知事 市町がD I Oジャパン関連コールセンターに業務委託した内容は、緊急雇用

創出事業を活用した被災求職者の1年間の短期雇用による人材育成事業であります。市町が確認すべき内容は当該人材育成事業計画であり、企業活動としてのコールセンター事業計画そのものではなかったところです。県としても、市町が作成した当該年度の人材育成事業計画について緊急雇用創出事業の要件に該当するか否かを確認しているところであり、企業全体の事業計画の内容については知る立場にないものです。

○**斉藤信委員** 事実経過はそうだろうけれども、反省が足りないと言っているのです。企業誘致で誘致した企業であり、記者会見もして、協定を結んだ。では、1年目丸々税金で事業を実施し、2年目からまともに実施しますという企業が継続して事業ができるのか。本当に誘致企業として成り立つには1年目からそれなりの事業収入があつて当たり前なのです。あなた方はそうしたチェック、検証をしないとイケません。

洋野町のコールセンターについては、平成25年の夏ごろ、事業を開始して1年経過した後には雇いどめが発生しているのです。緊急雇用創出事業の期間中です。だから、労働組合が10月につくられた。しかし、その労働組合を弾圧して潰したのです。洋野町も、本当にそういうものに加担したと言われても仕方がない。雇いどめが発生して、翌年の1月に労働者の雇用を守れという告発や訴えが県にも出されました。具体的な内部告発も岩手県に4件も出された。それに対してあなた方は真面目に対応しなかったのではないのでしょうか、この点についてどうですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 当時労働組合のことについても、組織の方から県にそういった情報が寄せられたと聞いております。それに対しては、事情を聞きながら県としても対応しましたし、告発があった件についても関係自治体にそういった事実があるのか確認をお願いし、その後の適切な対応をお願いしたところです。

○**斉藤信委員** 適切な対応をとられなかったから破綻したのです。そういう訴え、告発があつたにもかかわらず、県も市町も十分に対応できなかったことも反省点であります。

最後に、私は、県の責任と負担の問題についても触れたいと思います。私が指摘したように、返還額は4,378万円ですけれども、この不正の実態は4億9,000万円が過大額と指摘された重大な中身でした。第一義的に事業主体である市町の責任は重いです。これは、自分の仕事で委託したのですから、県の責任とは次元の違う責任です。しかし、同時に県の責任も免れない。きょうは、知事が責任を認め、おわびもしましたが、私はそういう精神を今後とも貫いていただきたい。

同時に、負担の問題は別です。岩手県がこの問題について、厚生労働省も共犯ということもあつて、過大リースの分は返還額から除外された。これは、不十分な中での県の努力の結果だだと思います。もう一つは、県は、雇用確保という点で、奥州市、二戸市、洋野町で別会社に再建をさせて、4分の3の補助を実施しました。過大過ぎる支援だと思うけれども、コールセンターで破綻した地域で雇用を守るという点で特段の対策をとつたのも事実だと思います。その点で、この三つのコールセンターの今の状況はどうなっているのか、どういう支援をしようとしているのか、そのことを明らかにしていただきたい。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 奥州市、二戸市、そして洋野町のコールセンターへの支援の状況でございます。これらについては、D I O ジャパン関連コールセンターで離職した人の救済ということで、設備投資の部分について県は市町村に対して投資額の2分の1、そして家賃補助として同じく市町村に対して2分の1を支援するものです。そして、市町村は4分の1を負担し、県の支援分とあわせて事業者には4分の3を支援していこうとするものです。

現在奥州市のコールセンターでは約70名、そして二戸市では14名程度、そして洋野町では20名程度をそれぞれ雇用しており、離職した人の半分以上を雇用することを補助の要件にしているところです。

○斉藤信委員 この解決に当たって、市町は今年度の補正予算で対応すべきだと思うけれども、ぜひきょうの議論を踏まえて、やはりきちんと知事を先頭に市町に説明し、きちんとした合意と納得を通じて、この問題が解決されるように強く求めて私の質問を終わります。

○佐々木順一委員長 質疑の途中でありますが、この際昼食及び世話人会開催のため休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、先ほど斉藤信委員から申し出のありました件について、先ほど開催した世話人会の協議結果を報告いたします。

申し出の内容について、執行部に確認したところ、斉藤信委員が指摘した金額については、厚生労働省調査及び会計実地検査の検査等によって明らかになった収益額であり、情報公開法等に基づき公開等を行ってはいない旨、厚生労働省及び会計検査院から伝えられているものでありました。よって、この件については明らかにできないとの結論に至りましたので、御了承願います。

質疑を続行いたします。

○木村幸弘委員 これまでのD I O ジャパン問題に係る議論を重ねてきた一連の経過の中で、最終的な知事の思いや、あるいは責任ある答弁をお聞きしたいという思いから質疑の通告をしました。そういう意味では、知事から改めてこのたびのD I O ジャパン問題について、離職された方々を含め県民の皆さんに対する謝罪の意思が示されたことは、この間の議論をようやく具体的な形で一歩前に進めることになった意味で評価したいと思いません。

1月18日の記者会見において、知事は、先の議会での議論を含めて質問されて、いろいろと応答したことが報道されておりました。その際に、知事は、関係市町が県に相談すること等があり得ると思うが、今の段階、いわゆるその記者会見の1月18日の段階、では相談がないので、こちらからあえて提案する予定はないと御答弁されています。当時の報道

された会見内容を見て、知事が答弁した趣旨を私なりに読み取ると、具体的にこれから市町と協議を進める中で、知事としては一定の責任を認めて市町からの相談に応じ、その中でこれまで議会で議論されている、いわゆる県の負担も含めた対応については、場合によっては応じると解されるような応答であったと思います。きょう改めて知事は県の姿勢として謝罪したわけですが、今後の市町との協議において負担の問題についてどのようにお考えになるのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

○**達増知事** 御指摘をいただきました記者会見でのやりとりの後、まさに1月18日付でD I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会から岩手県商工労働観光部長宛てに照会があり、それに対し県商工労働観光部長から回答を行うなど、市町からの相談に対し応じてきたところです。

その回答の中では、会計検査院の報告について改めて言及しながら、県としては不当とされた事項に係る不適正支出等額の返還については、関係法令等に基づき適切に対応しなければならないと考えており、会計検査院から指摘のあった他都道県と比較し、本県だけが特別な対応をすることは難しく、厚生労働省が通常の国庫補助事業の取り扱いと同様に事業実施主体である市町が早期に基金に積み戻すべきとしていることから、各市町におかれては会計検査院から指摘された不適正支出等額の平成27年度内の返還に向けた予算措置について検討を求めたものです。

さらに、先ほども申し上げたとおり、技術的助言や、さまざま法律や会計検査院の報告の解釈等、質問があればそれに対して誠実に答えていきたいと思っています。

○**木村幸弘委員** 先ほど午前中の質疑の中で佐々木努委員などからも質問があり、知事からは、技術的な対応を含めた部分についての指導等を含め対応してきたという御答弁をいただきました。今回の事案について県、市町ともに、会計検査院から多くの指摘を受け、その中でみずから反省しなければならない点があったとすると、法令に基づく部分とは別枠の考え方により、負担に係る協議が県と市町の間であってもいいのではないかと私自身はと思っています。法令にかかわる部分以外での何らかの支援を検討すべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○**達増知事** 奥州市を初め、いわゆる後継のコールセンターの設立に当たって、経費の4分の3を補助する事業について、県からも2分の1を支出し、またそれぞれの市町のD I O関連のコールセンターの破綻に際して職を失った人たちに対する支援については、県も市町村とともにさまざま奔走する形で、こうした市町に対する支援は必要に応じて行っていきたいと思っています。

○**木村幸弘委員** 関係市町がそれぞれ検討していることもあり、県の回答を受け、今後、さらにいろいろと協議しなければならない点もあるだろうと思います。きょう、市町との協議を具体的に前に一歩進めるきっかけとして、知事から謝罪の言葉をいただいたことを重く受けとめたいと思います。今後の関係市町との協議の場において、知事自身がそれぞれの関係市町の首長に、きょうの意思等もしっかりと伝え、その上で協議を進めていく環

境をつくっていく必要があるだろうと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○**達増知事** 市町において意思決定を行っていく場合、特に核になる意思決定の部分については、それは県であれ何であれ、他の主体の関与のないところで、いわゆる自己責任原則に基づいて意思決定が行われなければならない、盛岡市についてもそういった中でさきの表明があったと理解しています。もちろん何か県に対して要望、質問等があれば、それについて検討したり、回答したりすることはやぶさかではありません。

○**木村幸弘委員** そこで、今盛岡市の例をお答えいただいたのですけれども、午前中の調査でもあったようにそれぞれの関係市町の対応の検討状況からいえば、まだ関係市町の対応については統一的な方向性がまとまっていない状況です。いずれにしても同じ事業の中で同じく県とかかわりを持って進めてきたこの問題ですから、連絡会が立ち上げられたことの意味も含めて考えると、最終的にはきちんと関係市町と統一的な対応が図られるべきで、お互いにあっちがこうだ、そっちがああだというまとまりのつかない整理がつけられることのないように、きちんと対応すべきだと思います。そういう点で言えば、県が積極的にそのところをコーディネートし、責任を持ってしっかりと対応していくことが必要だと思うのです。そういう意味で言えば、知事の今回の謝罪の姿勢をしっかりと示しながら、その上で、今まだそれぞれ温度差のある各市町の対応や検討の状況にしっかりと県がかかわっていくことで整理を図っていく必要があるのではないかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○**達増知事** 会計検査院の検査結果にもありますように、国は国で都道府県に対する指導監督が十分でなかった、また、県は県で市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなく、市町に対する指導監督が十分でなかった、そして、市町は実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかった、ということ踏まえた上でそれぞれが主体的に意思決定をして、対応していかなければならないと考えております。県としては、やはり再発防止ということで、中間段階における検査の徹底や内部考査、ダブルチェック、補助金等審査委員会の設置、市町から提出された実績報告書の内容の調査確認や、また市町に対する指導監督に係る部分について取り組んでいるところであり、市町においても会計検査院の検査結果を踏まえながら、主体的な意思決定が行われるものと考えております。

○**木村幸弘委員** それぞれの基礎自治体としての市町の主体的な意思決定はそのとおりだと思いますが、いずれにしても同じ課題を抱え、共通認識のもとで今協議を前に進め、そして年度内にしっかりと整理していくという思いが共有され、県、市町がまさに一緒になってこの解決に向かうことが大変重要でありますので、そういう点でぜひ県としての指導力を発揮していただきたいと思います。

最後に1点ですけれども、午前中の調査で斉藤信委員からも、この事案により被害を受けた離職者の実態などについて御報告をいただきました。県と市町が離職者対策で新たなコールセンター事業に対して支援を行っている事例もありますが、最終的には未払い

賃金が3,400万円で延べ315人に影響があったわけです。結果的に今回のD I Oジャパンによって最も実害をこうむった離職者の方々の中で、再就職された方々もいるわけですが、未払い賃金について3,400万円のうちの8割が国の未払賃金立替払制度で補填されたとはいえ、残り2割については結果的には泣き寝入りという状況になっているわけです。金額として2割ですと大体総額680万円ぐらいになり、人数から単純に平均すると1人当たり2万円前後になるのでしょうか。いずれ、賃金の未払いが発生し、しかも現実に泣き寝入りして実害をこうむっている県民がいるわけです。この点に対しての一定の救済策なり、あるいは検討、対策が講じられてもいいのではないかと思いますのですが、その点については何か御検討されていますでしょうか。

○菅原商工労働観光部長 木村委員の御指摘のとおり、国の未払賃金立替払制度によって支払われるのは、未払い賃金の8割に相当する額です。その残額についての支援制度についてですが、それは現在設けられていないところです。方法としては、御本人が民事で訴えなどしなければ、残額については解決の方途がないのが実情です。

国からは、国の未払賃金立替払制度によって立てかえ払いされる8割分は、通常は控除によって税がかからず、保険料等の引き去りもないことから、おおむね通常の給料の実際の手取り額と同程度には支払われる制度となっているものとの説明を受けています。

また、誘致企業、地場企業問わず、過去にも企業の倒産による未払い賃金の発生があった場合、これに対して県が独自に支援した事例はございません。

本事案についても、過去の事案と同様に国の未払賃金立替払制度を活用して対応してきたところです。

○木村幸弘委員 制度上は支援策がないこと、なかなか救済の手だてがなく大変厳しいことはわかっています。ただ今回の事案に限って言えば、国の政策において、積極的に県、市町が関与し被災地における緊急雇用創出事業により事業が展開されてきたという意味においては、一般的な倒産により賃金の未払いが発生した事案とは違って、被害を受けられた方々に対する立場を考えると、何らかの救済の手だてができないものだろうかという思いがあるわけです。

いずれ個人がそれぞれ民事訴訟を起こせばいいのでしょうけれども、その規模あるいは程度を考慮すると、個人にその対応をしてはどうかと言うこともなかなかできない問題です。そういった中で、今後、市町との補助金返還をめぐる議論もあるということですが、場合によっては被害を受けられた方に対する何らかの救済措置等を何とか検討できないものだろうかという要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○佐々木順一委員長 以上で日程1、株式会社D I Oジャパン関連子会社における不適正支出事案についての調査を終わります。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

本日の調査はこれで終了したわけですが、当事案につきましては、議会運営委員会からの申し入れにより、会派に所属しない委員を含む全ての会派に質疑の機会を与え

るとともに、知事出席のもと、十分な時間を確保することで、全ての委員に広く質疑の機会を提供してまいりました。

当委員会で本事案を調査することとした目的は、商工文教委員会所属以外の委員にも広く質疑の場を提供し、必要に応じて知事出席を求めて調査を行うことであり、1月15日及び本日の調査によって所期の目的が達せられたと判断し、当委員会における本事案の調査は終了いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。